

新しい原料費調整制度の導入について

当社は、平成21年10月検針分の料金から、新しい原料費調整制度を導入することを内容とする都市ガス（一般ガス供給約款及び選択約款）並びに簡易ガス（簡易ガス供給約款）の変更を、平成21年7月30日に関東経済産業局長へ届出をいたしました。

今回の供給約款等の変更は、原料費調整制度に関連する経済産業省令が改正されたことを受けて行うものです。新しい原料費調整制度は、原料価格の変動を迅速に反映させることを目的としており、主な変更内容は以下のとおりとなります。

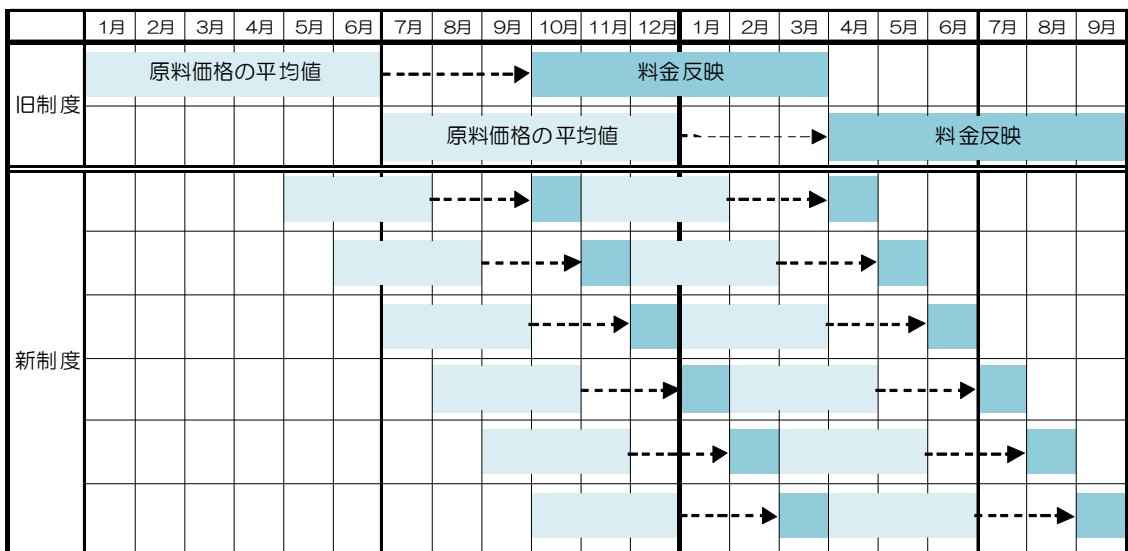
◆都市ガス

		新制度	旧制度
料金反映の仕組み	調整の頻度	毎月	四半期毎
	平均原料価格	料金適用月の3～5カ月前の3カ月平均	適用期間開始月の4～6カ月前の3カ月平均
調整バンド		廃止	基準平均原料価格の±5%の範囲内においては単位料金の調整は行わない
調整の上限		従来と同じ	平均原料価格が基準平均原料価格の上限値（1.6倍）を上回った場合には、料金調整の対象となる平均原料価格は上限値とする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
旧制度	原料価格の平均値			→			料金反映					
				原料価格の平均値			→			料金反映		
新制度	→			→			→					
	→			→			→					
	→			→			→					
	→			→			→					

◆簡易ガス

		新制度	旧制度
料金反映の仕組み	調整の頻度	毎月	半年毎
	平均原料価格	料金適用月の3～5カ月前の3カ月平均	適用期間開始月の4～9カ月前の6カ月平均
調整バンド		廃止	基準平均原料価格の±5%の範囲内においては単位料金の調整は行わない
調整の上限		従来と同じ	平均原料価格が基準平均原料価格の上限値（1.6倍）を上回った場合には、料金調整の対象となる平均原料価格は上限値とする。



お問い合わせ先
 厚木ガス株式会社
 業務部料金課

046-230-2355